第十二条第十三項中「、第三項及び第十一項」を「及び第三項」に改め、「並びに」を削り、「前条第一項各号又は第二項各号に該当すること」の下に「、並びに第十一項の報告を受けた場合には第九条第二項各号（第二十二号を除く。）に該当しないこと」を加え、同項を同条第十四項とし、第十二項の次に次の一項を加える。

13　第十一項の報告をしようとする特別贈与認定中小企業者であって次条第一項の確認を受けようとするものは、前項の報告書を次条第二項の申請書と併せて経済産業大臣に提出しなければならない。

第十三条第一項第八号を次のように改める。

八　当該特別贈与認定中小企業者等の経営承継受贈者が、当該特別贈与認定中小企業者等の代表者（代表権を制限されている者を除き、第九条第四項各号のいずれかに該当する者を含む。）であって、当該相続の開始の時において、当該経営承継受贈者に係る同族関係者と合わせて当該特別贈与認定中小企業者等の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該代表者が有する当該特別贈与認定中小企業者等の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。

第十五条第四号中「であって、その親族に特定後継者がいるもの」を削り、同条第六号中「特定代表者又は特定後継者の親族のうちの」を削る。

第十六条第二項第五号を次のように改める。

五　特定代表者及びその親族（当該中小企業者の株式等を有する親族に限る。）の戸籍謄本等

第十九条第二項中「第十二条第十三項」を「第十二条第十四項」に改める。

様式第7中

（＊3）を発行している場合にはその保有者	氏名（会社名）	住所（会社所在地）
総収入金額（営業外収益及び特別利益を除く。）	円	

を

（＊3）を発行している場合にはその保有者	氏名（会社名）	住所（会社所在地）
総収入金額（営業外収益及び特別利益を除く。）	円	

に、「贈与の時の役員への就任の有無」を「贈与の時の代表者への就任の有無」に、「贈与の時における贈与者との関係（親族内・外）」を「贈与の時における贈与者との関係（親族内・外）」に改め、同様式記載要領5から同様式記載要領7までを1つずつ繰り下げ、同様式記載要領4の次に次のように加える。

5　「総収入金額（営業外収入及び特別利益を除く。）」については、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第88条第1項第4号に掲げる営業外収益及び同項第6号に掲げる特別利益を除いて記載する。

様式第∞中

（＊3）を発行している場合にはその保有者	氏名（会社名）	住所（会社所在地）
総収入金額（営業外収益及び特別利益を除く。）	円	

を

（＊3）を発行している場合にはその保有者	氏名（会社名）	住所（会社所在地）
総収入金額（営業外収入及び特別利益を除く。）	円	

に、「相続の開始の直前における被相続人との関係（親族内・外）」を「相続の開始の直前における被相続人との関係（親族内・外）」に改め、同様式記載要領10を同様式記載要領11とし、同様式記載要領6から同様式記載要領9までを1つずつ繰り下げ、同様式記載要領5の次に次のように加える。

6　「総収入金額（営業外収入及び特別利益を除く。）」については、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第88条第1項第4号に掲げる営業外収益及び同項第6号に掲げる特別利益を除いて記載する。

様式第11中

贈与報告基準期間（相続報告基準期間）における代表者の氏名	年　月　日から　年　月　日まで	
	年　月　日から　年　月　日まで	
	年　月　日から　年　月　日まで	

1回目	（　年　月　日）	(イ)
2回目	（　年　月　日）	(ロ)
3回目	（　年　月　日）	(ハ)
4回目	（　年　月　日）	(ニ)
5回目	（　年　月　日）	(ホ)
5年平均人数		((イ)＋(ロ)＋(ハ)＋(ニ)＋(ホ))／5
贈与報告基準日（各相続報告基準日）における常時使用する従業員の数及び常時使用する従業員の数の5年平均人数		人
贈与報告基準期間（相続報告基準期間）における代表者の氏名		
	年　月　日から　年　月　日まで	
	年　月　日から　年　月　日まで	
	年　月　日から　年　月　日まで	

を

に、

（＊3）を発行している場合にはその保有者	氏名（会社名）	住所（会社所在地）
（＊4）があった場合における経営承継贈与者に対する給与の支払日		有□　無□

を

（＊3）を発行している場合にはその保有者	氏名（会社名）	住所（会社所在地）
総収入金額（営業外収益及び特別利益を除く。）		円

に改め、同様式記載要領10を同様式記載要領11とし、同様式記載要領9を同様式記載要領10とし、同様式記載要領8を同様式記載要領9とし、同様式記載要領7を同様式記載要領8とし、同様式記載要領6を同様式記載要領7とし、同様式記載要領7の次に次のように加える。